

山形県特定事業場排水水自主管理要綱に基づく自主管理要領（例）

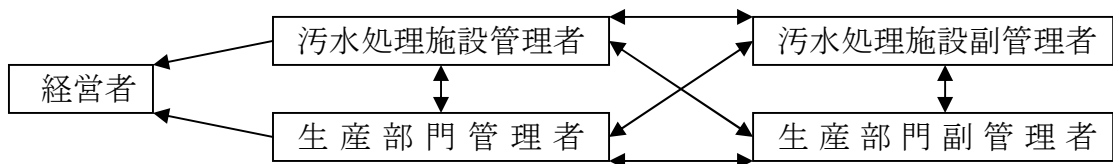
策定 平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 〇〇

1 目的

この要領は、「山形県特定事業場排水水自主管理要綱」に基づき、排水の水質等の管理に関する具体的な内容を定め、良好な排水水質及び事故の防止等に努め、もって公共用水域の水質の保全に努めることを目的とする。

2 公害防止組織及び各担当者等の任務

(1) 公害防止組織



(2) 各担当者等の職・氏名

担当者等	職名	氏名
汚水処理施設管理者		
汚水処理施設副管理者		
生産部門管理者		
生産部門副管理者		

(3) 各担当者等の任務

ア 経営者

水質汚濁に関する公害防止統括責任者

イ 汚水処理施設管理者

- ① 汚水処理施設に関する保守点検、使用薬品及び水質測定等の管理を行い、その結果を記録する。
- ② 汚濁負荷の軽減及び排水の水質等について、生産部門管理者等と調整を図る。
- ③ 事故等の際には生産部門管理者等と連携を図り、原因究明及び当面の対策を実施する。

ウ 汚水処理施設副管理者

汚水処理施設管理者が不在のときは、これを代行する。

エ 生産部門管理者

- ① 特定施設等に関する保守点検、使用原材料及び汚濁負荷の軽減等について管理を行い、その結果を記録する。
- ② 汚濁負荷の軽減及び排出水の水質等について、汚水処理施設管理者等と調整を図る。
- ③ 事故等の際には汚水処理施設管理者等と連携を図り、原因究明及び当面の対策を実施する。

オ 生産部門副管理者

生産部門管理者が不在のときは、これを代行する。

3 日常保守点検の項目及び頻度

(1) 特定施設等の点検項目及び頻度

特定施設等	点検項目	頻度	備考
めっき槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② 駆動部等の異常	1回/日	
	③ センサー部	2回/日	
	④ 水位	2回/日	
脱脂槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② 駆動部等の異常	1回/日	
	③ センサー部	2回/日	
	④ 水位	2回/日	
酸洗浄槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② 駆動部等の異常	1回/日	
	③ センサー部	2回/日	
	④ 水位	2回/日	
中和槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② 駆動部等の異常	1回/日	
	③ センサー部	2回/日	
水洗浄槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② センサー部	2回/日	
温水洗浄槽	① 破損、漏水	2回/日	
	② センサー部	2回/日	
その他	① 配管等の破損、漏水	2回/日	
	② 防液堤の破損	2回/日	

(2) 汚水処理施設の点検項目及び頻度

汚水処理施設	点検項目	頻度	備考
原水槽	① 破損、漏水	1回/日	
	② 水位	1回/日	
	③ ポンプの異常	1回/日	
中和槽	① 破損、漏水	1回/日	
	② pHメータの異常	1回/日	
	③ ポンプの異常	1回/日	
沈殿槽	① 破損、漏水	1回/日	
	② 薬品量	1回/日	
	③ スラッジの異常	1回/日	
汚泥貯留槽	① 破損、漏水	1回/日	
	② 汚泥貯留状況	1回/日	
放流槽	① 破損、漏水	1回/日	
	② pHメータの異常	1回/日	
	③ 処理水の色相異常	3回/日	
その他	① 配管等の破損、漏水	1回/日	
	② 防液堤の破損	1回/日	

(3) 点検表

特定施設等又は 汚水処理施設	点検項目	点検結果	備考

4 汚濁負荷削減対策

(1) 工程内対策

各槽内のセンサーにより過剰な薬品の使用がないか内容チェックする。
製造工程に排出される汚水や排水を水処理し、清浄な水にリサイクルして製造工程に使用する。

水洗ラインにおいては節水対策を行うとともに、廃水の変動を抑えて適切な廃水処理が行われるようにライン管理を行う。

(2) 排水管理

排水水はセンサーにより水質管理を行い、異常が発生した場合には排水停止され、アラームにより管理担当者が把握して早急な対策管理を行う。

5 排水水の水質目標値等

(1) 測定項目及び水質目標値等

排水口	自主測定項目	水質目標値	測定頻度	実施予定月	採水者及び分析者
排水口 1	BOD	mg/l	回/年		
	SS	mg/l			
	pH				
排水口 2	BOD	mg/l	回/年		
	SS	mg/l			
	pH				

(2) 水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所	採水者	分析者	測定項目			備考
				BOD	SS	pH	

6 公害防止に関する社内教育

公害防止のため従業員に対して次のとおり環境教育を実施する。

(1) 社内研修

汚水処理部門従業員	公害防止研修	年 4 回	環境保全研修	年 2 回
製造部門従業員	公害防止研修	年 2 回	環境保全研修	年 1 回
総務部門従業員	環境保全研修	年 1 回		

(2) 社外研修

汚水処理部門従業員	外部研修	年 1 回
-----------	------	-------

7 排水水の水質異常時の対応

排水水の状態が悪化したときは、排水処理施設及び生産ラインの状態を早急に確認する。

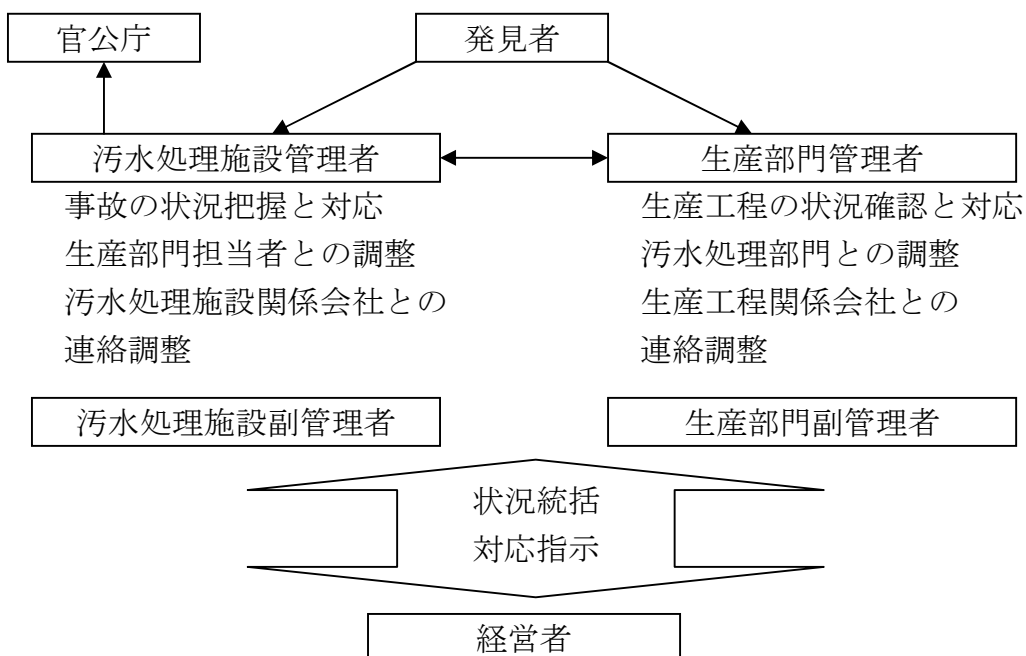
排水水が排出基準を超過した場合は速やかに排水を停止し原因究明を行う。適正に処理できることを確認して排水を再開する。

状況により生産ラインの稼働を調整又は停止する。

有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出された場合、又は地下浸透した場合には別に定める対応マニュアルにより対策を行う。(該当する場合)

8 事故時の措置

連絡系統図



関係者連絡先

項目	機関・業者名	担当部署	連絡先
官公庁	□□総合支庁環境課		
	□□市役所環境課		
	□□警察署		
	□□消防署		
処理施設関係			
電気関係			
機械関係			

9 その他

本要領は1年ごとに内容を確認し、必要に応じて見直しする。

ただし、緊急事故発生した場合、排水処理設備や生産ラインの変更が生じた場合は適宜見直しをする。